

監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和7年3月27日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 兎本 尚之

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査執行年月日 令和7年2月21日（金） 午後 2時00分から

2 監査対象部局及び監査対象

上下水道部

業 務 課

- (1) 他会計負担金・補助金の収入について
- (2) 賞与引当金・法定福利費引当金、貸倒引当金について
- (3) 広域連携の取り組みについて
- (4) 水道料金の方向性について

工 務 課

- (1) 工事発注状況（令和6年12月末時点）について
- (2) 加茂浄化センター更新工事について
- (3) 人材育成と技術の継承の取り組みについて
- (4) 耐震化について

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

(別 紙)

【業 務 課】

監査結果報告に添える意見として、基金運用について、財源確保のため安全・安心性を確保するとともに、積極的に取り組まれたい。

消火栓に要する経費について、一般会計からの繰出金が適切な負担となつているのか、再度、確認されたい。

貸倒引当金の計上方法について、算出根拠を明確にされたい。

水道料金の滞納対策については、公平性の観点から、納付資力があるにも関わらず納付に応じない悪質な滞納者には、給水停止などの処分を強化されたい。また、下水道使用料の滞納対策についても、悪質な滞納者については、財産調査等を行い、差押えなどの滞納処分を強化されたい。

【工 務 課】

監査結果報告に添える意見として、上下水道施設について、引き続き、安全・安心を確保するため、定期点検を実施されたい。また、施設の耐震化についても、積極的な整備に努められたい。

以 上。